

## 事業報告

( 2023年4月1日から )  
( 2024年3月31日まで )

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、社会経済活動の正常化に向けた動きが進展したことから経済活動に緩やかな回復の動きがみられました。先行きについては、世界的な金融引き締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念、地政学・地経学的分断などによる海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。また、雇用や所得環境の改善は続くものの、急激な物価高による節約志向の高まりで個人消費の腰折れが懸念される状況であります。

食肉業界では、欧州のアフリカ豚熱の広がりや干ばつの影響による米国の牛飼養頭数減少、南米における鳥インフルエンザ発生など供給懸念が台頭し、食肉輸入価格が高止まりしている状況にあります。国内においても猛暑により肉豚出荷頭数が減少する中、九州で初めて豚熱が発生したことから国産豚肉の供給体制に混乱が生じました。一方、消費環境はインバウンド需要の回復やペントアップ需要の顕在化で外食やホテル、観光地を中心に回復基調にはありますが、実質所得の減少により消費者の節約志向が高まっており、食肉消費は力強さに欠ける厳しい事業環境が続いています。

このような状況下、当社グループは本年度より「収益構造の再構築とサステナブルな事業運営」をテーマに据えた新中期経営計画をスタートさせており、計画達成に向けた諸施策に取り組みました。

海外事業、特に輸出事業の積極展開策の一環として、2023年3月に台湾向け牛肉輸出認定を取得したスターゼンミートプロセッサー(株)三戸ビーフセンターより、青森県初となる牛肉の輸出を開始しました。また、当社の和牛製品やバリューチェーンの強みを紹介するために、米国や豪州などの輸出取引先の日本招聘、日本の「食品輸出EXPO」やアジア最大級の総合食品見本市「Food Expo PRO 2023 (香港)」へ出展をいたしました。

サステナビリティ経営の実現に向けて、TCFD提言に基づく積極的な情報開示としてサプライチェーンにおける温室効果ガス排出量をスコープ1から3の区分毎に公表しました。当社は重要課題として2030年度末までに温室効果ガス排出量（スコープ1・2）を2020年度比46%削減する目標を掲げています。その達成に向け今後も取り組みを推進していきます。加えて

IT施策実行の迅速化を目的に、当社の完全子会社であるスターゼンITソリューションズ(株)の2024年4月1日付での吸収合併を決定しました。IT部門の内製化により、DX、業務プロセス改革を加速していきます。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は4,105億34百万円(前期比3.4%減)、営業利益は89億78百万円(前期比10.0%増)、経常利益は107億82百万円(前期比4.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は75億12百万円(前期比0.4%増)となりました。

事業部門別の営業概況は、次のとおりです。

## 食肉関連事業

食肉関連事業の売上高は4,072億3百万円(前期比3.6%減)となりました。  
また、部門別の業績は次のとおりです。

### 食肉

国内事業は、消費者の節約志向により比較的安価な食肉の販売が堅調に推移する一方、輸入食肉価格の高止まりの影響から輸入牛肉の販売が低調に推移し、取扱量・売上高は前期を下回りました。一方、輸入牛肉相場が高止まりする中、需要に応じた在庫コントロールや当社の強みである幅広い品ぞろえを活かしたマージンミックス戦略に注力した結果、売上総利益は前期を上回りました。

また、カテゴリー別の業績は次のとおりです。

国産食肉は、節約志向の高まりから牛肉より比較的安価な国産豚肉・国産鶏肉の取扱量が増加し、取扱量・売上高ともに前期を上回りました。売上総利益は国産豚肉の需要に合わせた調達や価格転嫁が進んだことにより前期を上回りました。

輸入食肉は、輸入食肉価格高止まりの影響から輸入牛肉の取扱量が大きく減少し、取扱量・売上高ともに前期を下回りました。売上総利益は、需要に応じた在庫コントロールや輸入豚肉の取扱量拡大に取り組んだことから前期を上回りました。

輸出事業は、米国や豪州などの輸出取引先の日本招聘や国内外の展示会に積極的に出展した結果、売上高は前期を上回りました。

## 加工食品

加工食品は、円安や輸入牛肉価格高止まりの影響により一部加工食品の取扱量が減少し、取扱量・売上高は前期を下回りました。売上総利益は、ローストビーフ関連商品などの販売が堅調に推移し、前期を上回りました。

### ハム・ソーセージ

ハム・ソーセージは、原材料価格やエネルギーコストの上昇を踏まえ、価格改定や商品の統廃合、工場オペレーション改善に努めましたが、取扱量・売上高・売上総利益ともに前期を下回りました。

事業別売上高は以下のとおりであります。

区分	第84期 (前連結会計年度)		第85期 (当連結会計年度)	
	売上高	構成比	売上高	構成比
食肉関連事業	422,298百万円	99.3%	407,203百万円	99.2%
食肉	333,241	78.4	323,739	78.9
加工食品	75,014	17.6	71,685	17.5
ハム・ソーセージ	11,998	2.8	9,610	2.3
その他の事業	2,044	0.5	2,168	0.5
その他	2,875	0.7	3,330	0.8
合計	425,173	100.0	410,534	100.0

なお、当社は2023年11月8日付「特別調査委員会設置並びに2024年3月期第2四半期決算発表の延期及び当該四半期報告書の提出期限延長申請の検討に関するお知らせ」に記載のとおり、当社の1営業拠点において不適切な取引が行われていたことが判明したため、特別調査委員会を設置し調査を行い、2024年1月15日付で同委員会より「調査結果報告書」を受領し、その概要を公表いたしました。

当社は、本調査結果を真摯に受け止め、2024年1月26日付で開示した「再発防止策の策定に関するお知らせ」に基づき再発防止に取り組んでおります。

株主、投資家の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げますとともに、信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

## (2) 対処すべき課題

第86期は、「新たな経営理念とブランド・ビジョンの浸透」というテーマのもと、グループ社員が一丸となり、以下の課題に取り組んでまいります。

### ①新規事業への挑戦

訪日外国人の増加により日本の食文化の認知度が世界で高まり、和牛の輸出拡大が期待されています。当社グループは輸出認定工場を複数有し、和牛をはじめとした日本産食肉を51の国と地域に輸出可能であり、そこには在籍する部分肉製造マイスターの資格を有する技術者が、海外のマーケットに合わせた商品づくりに取り組んでいます。

また、国内得意先企業の海外進出意欲が旺盛であることから、当社の海外拠点が現地パートナーとも連携しながらお客様の海外での食肉調達ニーズに応えてまいります。

国内市場においては、高齢化社会の進展により介護食など高齢者向け食品市場が拡大しています。慢性的な人手不足により調理現場におけるプロセスの簡素化が求められている中、当社は大手給食企業と簡便性介護食の製造に取り組み、高齢者のニーズに応える商品開発を進めます。

### ②国内事業改革

お客様のPB商品に対する開発スピードや要望レベルが年々高まる中、当社はマーケティング、商品開発、販促企画を担う機能を一つの組織に集約しました。消費者のニーズに応える開発力やスピードを高めることで、お客様にとって価値ある商品の開発に注力します。

また、世界各国、日本全国から調達、加工・製造し、商品をお客様にお届けするという当社ビジネスモデルにおいて、物流は最も重要なファクターの一つであり、物流の2024年問題への対応は大きな課題です。当社では、国内の幹線物流の再編成や社内受発注期限の厳格化、中継物流拠点の整備、パレット輸送を視野に入れた段ボールの規格変更、デジタル技術の活用によるトラック毎の積載率の分析などに取り組んでいます。また、川崎市東扇島地区と兵庫県伊丹市に2つの拠点を新設することで、保管能力の増強による物流の効率化と作業効率の向上を実現します。

### ③サステナビリティ経営と経営基盤強化

当社は、2022年2月、持続可能な社会の実現のために中長期的に取り組むべき「重要課題」を特定しました。当社が掲げる経営理念「食の感動体験を創造することで世界中の人々と食をつなぎ続ける」の実現に向け、社会課題の解決に取り組んでまいります。

既に、太陽光パネルの設置や上述の物流効率化等により、温室効果ガス (GHG) の削減に努めていますが、今後は牛由来のメタンガス排出量の削減にも重点的に取り組みます。現在、味の素(株)と当社関係農場の北海道はまなか肉牛牧場(株)において、アミノ酸を飼料に加えることにより、メタンガスを削減する取り組みについて検証を開始しています。

また、アニマルウェルフェアの取り組みとして、茨城大学と日本の農場における最適なフリーストールの研究を進めます。

当社は、持続可能な社会の実現に向け、食を通じて社会課題の解決と企業価値の向上に取り組んでまいります。

### (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は63億2百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

#### ① 当連結会計年度中に完成した主要設備

会 社	設 備	金 額
スターゼンロジスティクス株式会社	伊丹市土地 他	2,667 百万円
スターゼン株式会社	工場製造設備、営業所改修、Zeusシステム、本社ビル改修 他	1,158
スターゼンミートプロセッサー株式会社	青森工場製造設備改修 他	790
スターゼンITソリューションズ株式会社	システム設備 他	367
ローマイヤ株式会社	那須工場製造設備 他	159

#### ② 当連結会計年度中において継続中の主要設備

会 社	設 備	金 額
スターゼン株式会社	Zeusシステム 他	753 百万円
スターゼンITソリューションズ株式会社	次期ITインフラ基盤 他	157

### (4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

### (6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### (7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

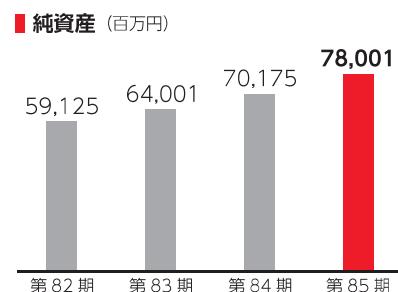
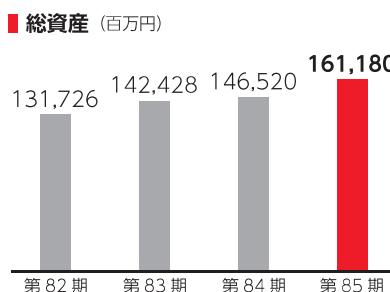
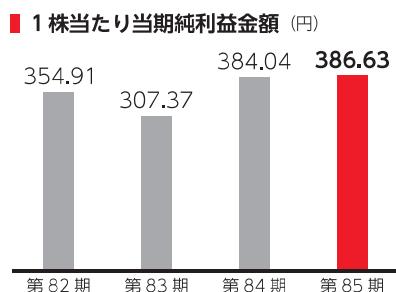
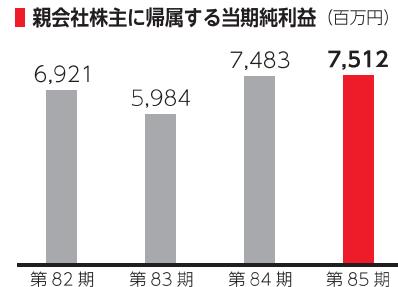
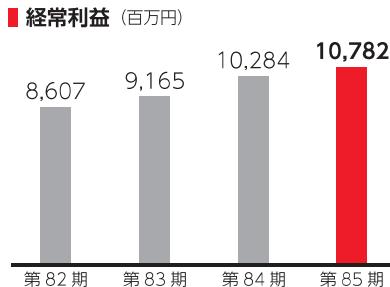
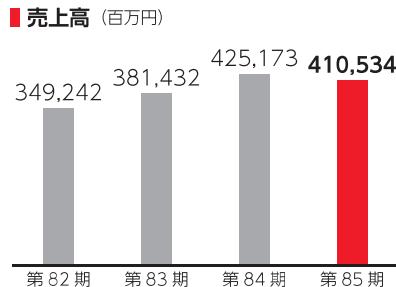
### (8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第82期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	第83期 (2021.4.1～ 2022.3.31)	第84期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	第85期 (当連結会計年度 (2023.4.1～ 2024.3.31))
売上高(百万円)	349,242	381,432	425,173	410,534
経常利益(百万円)	8,607	9,165	10,284	10,782
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	6,921	5,984	7,483	7,512
1株当たり当期純利益金額(円)	354.91	307.37	384.04	386.63
総資産(百万円)	131,726	142,428	146,520	161,180
純資産(百万円)	59,125	64,001	70,175	78,001
連結子会社数	16社	16社	16社	15社
持分法適用会社数	7社	7社	7社	7社



## ②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第82期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	第83期 (2021.4.1～ 2022.3.31)	第84期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	第85期 (2023.4.1～ 2024.3.31)
売 上 高 (百 万 円)	341,571	373,949	413,127	401,127
経 常 利 益 (百 万 円)	6,357	5,628	7,096	9,070
当 期 純 利 益 (百 万 円)	7,585	3,720	5,191	5,823
1 株当たり当期純利益金額 (円)	388.92	191.08	266.42	299.69
総 資 産 (百 万 円)	121,580	131,342	133,104	146,108
純 資 産 (百 万 円)	47,745	50,413	54,221	59,844

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 2020年4月1日を効力発生日として、当社の連結子会社であったスターゼン販売株式会社及び株式会社ゼンチク販売を消滅会社とする吸収合併を実施しております。従いまして、第82期につきましては、当該吸収合併による事業承継後の財産及び損益の状況を記載しております。
3. 2021年4月1日を効力発生日として1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第82期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益金額」を算定しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第83期の期首から適用しており、第83期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況（2024年3月31日現在）

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
スターゼンミートプロセッサー株式会社	100 百万円	100.0 %	食肉の加工・販売
ローマイヤ株式会社	100	100.0	ハム・ソーセージ等の製造・販売
株式会社青木食品	100	98.7	麺類の製造・販売
株式会社ニックフーズ	95	100.0	食肉・食品の販売
スターゼンロジスティクス株式会社	71	100.0	貨物運送・倉庫業
株式会社丸全	60	100.0	食肉の加工・販売
株式会社キング食品	56	100.0	食品の製造・販売

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社7社を含め15社であり、持分法適用会社は7社であります。  
2. 当事業年度末日における特定完全子会社はありません。

## (11) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

区分	事業内容
食肉関連事業	食肉・食品の販売、食肉の加工、食肉の輸出入 加工食品（ハンバーグ、ローストビーフ他）の製造・販売 ハム・ソーセージの製造・販売
その他の事業	貨物運送、倉庫業、麺類の製造・販売

(12) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

名 称	区 分	所 在 地
ス タ ー ゼ ン 株 式 会 社	本 社	東京都港区港南二丁目5番7号
	工 場	千葉県山武市、福島県本宮市
	営 業 抱 点	北海道： 3 抱点(北海道札幌市 他) 東北地方： 10 抱点(宮城県多賀城市 他) 関東地方： 12 抱点(東京都港区 他) 中部地方： 3 抱点(愛知県小牧市 他) 近畿地方： 5 抱点(兵庫県伊丹市 他) 中国地方： 3 抱点(広島県広島市 他) 四国地方： 1 抱点(香川県高松市) 九州地方： 10 抱点(福岡県糟屋郡 他)
ス タ ー ゼ ン ミ ート プ ロ セ ッ サ ー 株 式 会 社	本 社	東京都港区港南二丁目5番7号
	工 場	石狩 (岩見沢市)、青森 (三沢市、三戸郡三戸町)、郡山 (郡山市)、阿久根 (阿久根市)、加世田 (南さつま市)
ロ ー マ イ ヤ 株 式 会 社	本 社 ・ 工 場	栃木県那須塩原市島方457番地4
株 式 会 社 青 木 食 品	本 社	福島県本宮市荒井字恵向121番地16
株 式 会 社 ニ ッ ク フ ズ	本 社	東京都中野区東中野一丁目11番10号
ス タ ー ゼ ン ロ ジ ス テ ク ス 株 式 会 社	本 社	東京都港区港南五丁目1番30号
株 式 会 社 丸 全	本 社	東京都港区港南二丁目7番19号
株 式 会 社 キ ン グ 食 品	本 社	広島県福山市大門町五丁目9番1号
そ の 他	海 外 抱 点	Starzen(America),inc.(アメリカ)他、計 6 抱点

(13) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
2,723 (887) 名	△6 (3) 名

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員数を( )外数で記載しております。

(14) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先		借入金残高
株式会社	三井住友銀行	10,177 百万円
農林中	央金庫	8,885
株式会社	三菱UFJ銀行	5,958
株式会社	みずほ銀行	2,680
みずほ信託銀行	株式会社	1,850

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ① 当社が株式会社シンコウフーズと共同して、2018年11月19日付で滝沢ハム株式会社に対し、特定加熱食肉製品の製造方法に関する特許権侵害の差し止め請求及び損害賠償請求を求めた訴訟において、2022年4月8日付で東京地方裁判所より請求棄却の判決が言い渡されました。当社及び株式会社シンコウフーズは、上記判決を不服として即日控訴しておりました。その後、2023年12月27日付け知的財産高等裁判所の控訴審判決において、当社及び株式会社シンコウフーズの請求が認められ、当該判決が確定いたしました。
- ② 当社は、組織運営の効率化やIT施策実行の迅速化を図るとともに、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、リスク管理の体制強化を図ることを目的として、2024年4月1日付で連結子会社であるスターゼンITソリューションズ株式会社を吸収合併いたしました。
- ③ 当社は、関連農場の管理・指導、並びに販売に即した生産戦略策定等の機能強化を図るため、2024年4月1日付で連結子会社であるスターゼンミートプロセッサー株式会社に生産事業に関して有する権利義務を承継させる吸収分割を実施いたしました。

## 2. 株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 44,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 19,522,552株 (自己株式 81,535株を含む)  
(3) 株 主 数 15,000名  
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 井 物 産 株 式 会 社	3,109 千株	15.99 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,671	8.59
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	798	4.10
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	649	3.34
農 林 中 央 金 庫	608	3.13
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	559	2.87
ス タ 一 ゼ ン 社 員 持 株 会	522	2.68
株 式 会 社 鶴 橋 興 産	469	2.41
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	320	1.64
株 式 会 社 十 文 字 チ キ ン カ ン パ ニ ー	310	1.59

(注) 1. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。  
2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

### (5) 職務執行の対価として交付した株式

当社は2023年8月10日付で、譲渡制限付株式報酬として、当社取締役（社外取締役を除く）5名に対し、当社普通株式11,341株、また取締役を兼務しない当社執行役員11名に対し、当社普通株式10,900株の自己株式処分を行っております。

### (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項（2024年3月31日現在）

#### （1）取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	
横 田 和 彦	代表取締役社長	直轄部門：品質保証本部・監査部・コンプライアンス推進部	
鶴 橋 正 雄	常務取締役	海外本部・マクドナルド事業本部・営業本部・物流本部管掌	
高 橋 正 道	常務取締役	生産事業本部・製造本部管掌 スターゼンミートプロセッサー株式会社 管掌	
定 信 隆 壮	取 締 役	財務経理本部管掌	
佐 奈 常 裕	取 締 役	経営本部・管理本部管掌	
大 原 亘	社 外 取 締 役		
吉 里 格	社 外 取 締 役	三井物産株式会社 食料本部 プライマーズ株式会社	畜水産事業部長 社外取締役
松 石 昌 典	社 外 取 締 役	日本食肉科学会 日本獣医生命科学大学	副理事長 教授・食品科学科長
江 藤 真理子	社 外 取 締 役	TMI総合法律事務所	パートナー弁護士
菅 野 耕 平	監査役（常勤）		
平 田 将 士	社外監査役（常勤）		
小 越 信 吾	社 外 監 査 役	税理士法人 小越会計	代表社員

- （注）1. 取締役の大原亘氏、吉里格氏、松石昌典氏、江藤真理子氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 監査役の平田将士氏、小越信吾氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 取締役の大原亘氏、松石昌典氏、江藤真理子氏、監査役の平田将士氏及び小越信吾氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。  
4. 監査役の小越信吾氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務会計に関する知見を有しております。  
5. 当社は執行役員制度を導入しております。大原亘氏、吉里格氏、松石昌典氏、江藤真理子氏を除く取締役は全員執行役員であります。

6. 取締役及び監査役のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。
- ①吉里格氏は、当社の筆頭株主である三井物産株式会社の業務執行者(使用人)であり、同社とは資本業務提携契約を締結しております。その他、同社と当社との間では食肉の売買等の取引があります。
- ②吉里格氏以外の取締役及び監査役と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、取締役兼務者以外の執行役員は以下のとおりです。

氏名	役位	担当
高濱 良一	上席執行役員	経営本部長
若松 威男	上席執行役員	海外本部長
池尻 尊広	上席執行役員	営業本部長
柄澤 達也	執行役員	製造本部長
奥平 裕	執行役員	営業本部 副本部長
三好 円	執行役員	スターゼンミートプロセッサー株式会社 代表取締役社長
川合 真一	執行役員	営業本部 副本部長
石神 幸長	執行役員	管理本部長
奥村 浩明	執行役員	スターゼンITソリューションズ株式会社 代表取締役社長
富田 昌俊	執行役員	品質保証本部長
北本 晶英	執行役員	海外本部長付 特命担当部長
森上 優輔	執行役員	財務経理本部長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び監査役との間で会社法第427条第1項並びに当社定款第29条、第39条の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度としております。

ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行において善意でかつ重過失がないときに限ります。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で当社及び当社の主要なグループ会社の取締役、監査役及び執行役員(退任者も含みます)を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することになる、職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、当社が保険料の全額を負担しております。ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求については、当該保険契約により、填補されません。

なお、填補の対象とされる保険事故は株主代表訴訟、会社訴訟及び第三者訴訟等となります。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員(名)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			合計(百万円)
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役	8	135	112	25	272
(うち社外取締役)	(3)	(18)	—	—	(18)
監査役	3	44	—	—	44
(うち社外監査役)	(2)	(25)	—	—	(25)
合計	11	179	112	25	317

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第80回定時株主総会決議により、年額436百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内。使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名（うち社外取締役3名）です。  
2. 取締役の株式報酬の額は、2020年6月26日開催の第81回定時株主総会決議により、年額100百万円以内（社外取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は8名です。  
3. 表内の当事業年度に係る株式報酬の総額は、取締役5名に付与した譲渡制限付株式報酬に係る費用のうち、当連結会計年度に費用計上した額を記載しております。  
4. 監査役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第80回定時株主総会決議により、年額72百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。  
5. 上記の取締役の支給人員は、無報酬の取締役1名を除いております。

## (5) 取締役の報酬等の内容に関する決定方針

### ① 基本方針

当社の取締役の報酬は、株主の利益と連動し企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する体系とし、「透明性」「公平性」「客觀性」のある決定プロセスを重視しています。具体的には、「基本報酬」、「業績連動報酬」及び「株式報酬（譲渡制限付株式）」により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その責務に鑑み、「基本報酬」のみを支払うこととしています。

### ② 個人別の報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

#### (i) 基本報酬

「基本報酬」は、月例の金銭報酬とし、他社水準、当社の業績、及び従業員給与の水準等を考慮しつつ、役位に応じて決定いたします。なお「基本報酬」の金額は、事業年度ごとの取締役の個人別の評価に応じ、予め定めたルールに従い増減いたします。

#### (ii) 業績連動報酬

「業績連動報酬」は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績・財務指標に連動する月例の金銭報酬といたします。

具体的には、経営陣の成果及び責任を客觀的に判断できることを理由に、本業での収益状況をはかる連結売上高、連結営業利益並びに株主の利益と連動するROEを業績指標とし、評価対象年度（当該事業年度の前年度）の実績を予め定めたルールに基づき指数化し、その指数に基づき報酬額を増減させる仕組みとしております。

増減の幅は役位に応じて定めた基準額の0.5倍～1.5倍とし、当事業年度の実績は基準

額の1.5倍となりました。

なお、当事業年度における各業績指標の実績は、連結売上高は4,105億34百万円、連結営業利益は89億78百万円、ROEは10.1%となりました。

### ( iii ) 株式報酬(譲渡制限付株式)

「株式報酬」は、中長期的な企業価値の向上と連動する報酬とするため、非金銭報酬である譲渡制限付株式を割当てるものです。役位別に一律の金銭報酬債権を支給し、その債権に対して当社株式を付与しますが、株式には譲渡制限をかけ、原則として退職時に譲渡制限を解除するものといたします。

### ③各報酬の報酬総額に対する割合の決定に関する方針

報酬割合については、上位の役位ほど「業績連動報酬」及び「株式報酬」のウェイトが高まる体系といたします。「業績連動報酬」と「株式報酬」の全体に占める割合は、役位に応じ46%～58%（個人別評価や業績評価を基準値とした場合）といたします。

### ④報酬決定の方法（指名報酬委員会の「答申」を尊重した決定）

取締役の報酬等は、予め株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内（前記(4)注1、2参照）で、取締役会の決議により決定しています。取締役会が報酬等を決議する際には、指名報酬委員会による「答申」を尊重し、「透明性」「公平性」「客觀性」のある決定プロセスを重視しています。

指名報酬委員会は、2015年7月に立ち上げた取締役会の諮問機関であり、取締役の報酬や取締役候補者の選任等について継続的に審議し取締役会に答申しています。委員会は、社外取締役が委員長を務め、社外の委員が過半数を占めることにより、独立性を確保しています。

### ⑤個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度の取締役の個人別の報酬額については、委任する権限の範囲を限定した上で、代表取締役社長の横田和彦に具体的な内容の決定を委任する旨、決議をしております。

委任している権限の範囲は、「基本報酬」を決定する際の取締役の個人別の評価であり、その評価をもとに、指名報酬委員会の審議・答申を経て取締役会で決議したルールに従い、個人別の基本報酬額を決定しています。

代表取締役社長に委任している理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うにあたり、最も適しているからです。

なお、「業績連動報酬」及び「株式報酬」に関しては、指名報酬委員会の審議・答申を経て取締役会において決議したルールに従い決定しており、代表取締役社長による取締役の個人別の評価は反映されません。

#### ⑥個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬等の内容については、代表取締役社長が上記の委任内容に基づき取締役の個人別の評価を決定し、その評価をもとに指名報酬委員会の審議・答申を経て取締役会で決議したルールに従い決定されており、公正なプロセスを経ていることから、当社の取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

### (6) 社外役員に関する事項

#### ①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	当該他の法人等との関係
社外取締役	吉里格	三井物産株式会社	食料本部 畜水産事業部長	三井物産(株)は当社株式の15.99%を保有する筆頭株主であり、資本業務提携契約を締結しております。その他、当社と食肉の売買等の取引がありますが、特記すべき事項はございません。

(注) 上記以外の社外役員の兼職先である法人等と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## ②社外役員の主な活動状況

### ( i )取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

社外取締役の活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要並びに社外監査役の活動状況は次のとおりです。

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	大原亘	当事業年度開催の取締役会に14回中14回（出席率100%）出席。金融機関及び事業会社における経営者を歴任した経験から、企業経営全般に関する幅広い経験と高い見識に基づく有益な質問・提言を行い、当グループの意思決定プロセスの監督機能の向上に大いに貢献しました。
社外取締役	吉里格	当事業年度開催の取締役会に14回中14回（出席率100%）出席。三井物産株における食料事業に関する要職を歴任した経験から、業界の深い知識や高い見識に基づく有益な質問・提言を行い、当グループの意思決定プロセスの監督機能の向上に大いに貢献しました。
社外取締役	松石昌典	当事業年度開催の取締役会に14回中14回（出席率100%）出席。食肉科学分野における幅広い経験と高い見識に基づく有益な質問・提言を行い、当グループの意思決定プロセスの監督機能の向上に大いに貢献しました。
社外取締役	江藤真理子	当事業年度開催の取締役会に14回中14回（出席率100%）出席。企業法務に精通した弁護士としての専門的知見から有益な質問・提言を行い、当グループの意思決定プロセスの監督機能の向上に大いに貢献しました。
社外監査役	平田将士	当事業年度開催の取締役会には14回中14回（出席率100%）出席し、監査役会には14回中14回（出席率100%）出席。金融業界における職務を通じて培われた豊富な経験と高い見識に基づき、有益な質問・提言を行いました。
社外監査役	小越信吾	当事業年度開催の取締役会には14回中14回（出席率100%）出席し、監査役会には14回中14回（出席率100%）出席。主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から有益な質問・提言を行いました。

(注) 上記に記載の取締役会の出席回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が6回ございました。

### ( ii )当社の不祥事等に関する対応の概要

大原亘氏、吉里格氏、松石昌典氏、江藤真理子氏が社外取締役在任中、また平田将士氏、小越信吾氏が社外監査役在任中に、当社は、従業員による架空循環取引等の不適切な取引があったことを公表しました。各氏は当該事案の発覚まで当該事案を認識しておりませんでしたが、日ごろから取締役会において法令順守の視点に立った提言を行っており、また、当該事案の発覚後においては、再発防止のための提言を行い、再発防止に向けた取り組み強化を求める等、適切に社外取締役及び社外監査役としての職責を果たしております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額 207 百万円

②当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 207 百万円

- (注) 1. 当社監査役会は日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画及び報酬額の見積りの相当性などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他のその必要があると認められた場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

以 上

(注) 事業報告は次のように記載しております。  
記載金額、株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	105,236	流动負債	54,412
現金及び預金	17,023	買掛金	18,715
受取手形	261	短期借入金	5,823
売掛金	32,626	1年内返済予定の長期借入金	10,000
商品及び製品	34,123	リース債務	210
仕掛け品	749	未払法人税等	1,883
原材料及び貯蔵品	2,388	賞与引当金	1,817
前渡金	12,667	未払金	10,403
その他の	5,399	その他	5,558
貸倒引当金	△2	固定負債	28,766
固定資産	55,932	社債	5,000
有形固定資産	30,907	長期借入金	18,507
建物及び構築物	12,733	リース債務	451
機械装置及び運搬具	4,040	退職給付に係る負債	1,960
土地	12,916	債務保証損失引当金	423
リース資産	558	その他の	2,423
建設仮勘定	199	負債合計	83,179
その他の	459	純資産の部	
無形固定資産	3,539	株主資本	74,339
その他の	3,539	資本剰余金	11,658
投資その他の資産	21,485	利益剰余金	12,502
投資有価証券	20,022	自己株式	50,369
退職給付に係る資産	67	その他の包括利益累計額	△190
繰延税金資産	585	その他有価証券評価差額金	3,659
その他の	887	繰延ヘッジ損益	3,311
貸倒引当金	△77	為替換算調整勘定	61
繰延資産	12	退職給付に係る調整累計額	181
社債発行費	12	非支配株主持分	105
資産合計	161,180	純資産合計	78,001
		負債・純資産合計	161,180

## 連結損益計算書

( 2023年4月1日から )  
( 2024年3月31日まで )

(単位:百万円)

科 目		金 額
売上高	売上原価	410,534
販売費及び一般管理費	売上総利益	369,658
営業外収益	利 益	40,875
受取取扱金の受取分	利 益	31,896
受取取扱金の受取分	利 益	8,978
受取取扱金の受取分	利 益	27
受取取扱金の受取分	利 益	193
受取取扱金の受取分	利 益	165
受取取扱金の受取分	利 益	471
受取取扱金の受取分	利 益	939
受取取扱金の受取分	利 益	326
受取取扱金の受取分	利 益	534
営業外費用	2,658	
支払利息の動借倒引の支不社貸そ経	利 費	567
支払利息の動借倒引の支不社貸そ経	利 費	61
支払利息の動借倒引の支不社貸そ経	利 費	5
支払利息の動借倒引の支不社貸そ経	利 費	0
支払利息の動借倒引の支不社貸そ経	利 費	219
業外費用	854	
別利益の常利益	10,782	
別利益の常利益	269	
別利益の常利益	49	318
別利益の常利益	0	
別利益の常利益	61	
別利益の常利益	6	67
税金の調整額	11,033	
税金の調整額	3,261	
税金の調整額	257	3,519
税金の調整額		7,514
税金の調整額		1
親会社株主に帰属する当期純利益	7,512	
非支配株主に帰属する当期純利益		

## 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科	金額	科	金額
流动資産	105,318	流动負債	59,775
現金及預金	15,147	買掛入	26,642
受取手形	117	短期借入	7,287
売掛金	31,406	年内返済予定の長期借入	9,894
商品及び製品	27,567	一時預入	98
原材物料及び貯蔵品	1,015	未払法人税	10,122
仕掛費	72	未払法人税	612
前未開業	17,596	未預賞与引の負	1,585
短期受取	361	定期借入	45
未開業の引当	117	借入金	1,127
未開業の引当	7,973	預り金	2,358
未開業の引当	2,590	定期借入	26,487
未開業の引当	1,550	借入金	5,000
未開業の引当	△200	定期借入	18,434
倒定資本	40,777	借入金	493
形固定資本	16,056	定期借入	195
建構機工具	8,110	借入金	1,342
建構機工具	548	定期借入	423
建構機工具	1,550	借入金	537
建構機工具	270	定期借入	29
建構機工具	5,274	借入金	30
一設資本	236	定期借入	
形固定資本	63	定期借入	
形固定資本	0	定期借入	
形固定資本	2,625	定期借入	
形固定資本	993	定期借入	
形固定資本	1,597	定期借入	
形固定資本	34	定期借入	
形固定資本	22,096	定期借入	
形固定資本	7,292	定期借入	
形固定資本	10,193	定期借入	
形固定資本	39	定期借入	
形固定資本	4,217	定期借入	
形固定資本	284	定期借入	
形固定資本	155	定期借入	
形固定資本	△86	定期借入	
形固定資本	12	定期借入	
形固定資本	12	定期借入	
形固定資本	146,108	定期借入	
資産合計	146,108	負債・純資産合計	146,108
負債合計		86,263	
純資産の部			
株主資本		本益余	56,502
資本		準備金	11,658
資本		余剰金	13,746
資本		その他	7,590
資本		資本	6,155
資本		益	31,289
資本		その他	31,289
資本		利益	4,560
資本		積立	26,729
資本		自己株	△190
資本		評価・換算差額	3,342
資本		その他有価証券評価差額金	3,216
資本		延べツジ損益	125
資本		純資産合計	59,844
資産合計		負債・純資産合計	

## 損 益 計 算 書

( 2023年4月1日から )  
( 2024年3月31日まで )

(単位:百万円)

科 目		金 額
売 売 上 原 価	高 価	401,127
売 売 上 原 価	上 原 価	366,136
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	總 利 益	34,991
營 営 業 外 収 益	利 益	28,885
受 受 業 務 不 動 補 受 取 保 险 取 の	利 息 金 入 料 入 金 他	6,106
營 営 業 外 費 用	利 息 金 入 料 入 金 他	4,192
支 社 不 動 貸 倒 そ 經 特 別 固 投 特 別 固 投 関 税 法 法 当 期	利 息 金 入 料 入 金 他	1,227
常 別 利 有 値 損 失 定 資 産 証 券 株 式 純 利	益 益 益 益	9,070
利 有 値 損 失 定 資 産 証 券 株 式 純 利	益 益 益	318
利 有 値 損 失 定 資 産 証 券 株 式 純 利	損 損 損 損	43
税 法 人 税 人 税 期	前 当 期	6
税 法 人 税 人 税 期	當 期	962
税 法 人 税 人 税 期	當 期	1,013
税 法 人 税 人 税 期	當 期	8,375
税 法 人 税 人 税 期	當 期	2,490
税 法 人 税 人 税 期	當 期	62
税 法 人 税 人 税 期	當 期	2,552
税 法 人 税 人 税 期	當 期	5,823

## 会社の新株予約権等に関する事項（2024年3月31日現在）

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

# 株式会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」は下記のとおりです。

## 1. 基本方針の内容の概要

当社グループは、創業以来、食肉卸売業を中核として、業界のイノベーター（革新者）たるべく様々な機能を強化してまいりました。今後も国民の食生活の更なる向上に資するべく、食肉の安定供給の推進のため国内、海外の生産事業や調達基盤の整備・拡充と、産地から食卓までの一貫した食肉卸売事業の拡大を図り、一層多様化する食への要望に的確に応えるべく、食肉を原料にした食品群の取り扱い拡大のため迅速な対応を進めております。

当社は、当社株式の大規模な買付行為の是非については、最終的に株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、そのために株主の皆様が適切な状況判断を行えるよう、十分な情報提供と考慮期間を設ける必要があると認識しております。

また、当社は、一概に当社株式に対しての大規模な買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。しかしながら、実際に資本市場で発生する大規模な買付行為の中には、

- ①当社株式の大規模な買付の目的が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白であるもの
- ②大規模買付者が一般株主に対し、不利益な条件で株式売却を事実上強要する恐れがあるもの
- ③大規模買付者が、一般株主が適切に判断するために必要な情報の提供や考慮期間を用意していないもの
- ④大規模買付者が当社取締役会に対し、当社株式の大規模買付行為に関する提案及び事業計画等の提示、並びに交渉機会、考慮期間を用意していないもの等、会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも想定されます。

そのような買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）に照らして適当でないと判断し、企業価値ひいては株主共同の利益を確保するために、不適切な者からの大規模な買付行為を防止するために何らかの対抗措置を講ずる必要があると考えます。

## 2. 基本方針実現のための取り組みの概要

### (1) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、2024年3月期を初年度とする3年間の中期経営計画においては、以下3つのテーマを基本戦略として取り組んでおります。

#### ①新規事業への挑戦

- ・海外事業の積極展開

スターゼン営業モデルの海外展開や海外における食肉調達力強化

- ・国内成長市場へのアプローチ強化

DtoCチャネル強化や成長市場への当社の強みを生かした商品提案

以上の方針を通じて、次の成長領域への取り組みを強化します。

#### ②国内事業改革

- ・国内事業の効率化

製造・販売・物流拠点の再整備

- ・高付加価値商品の取り組み

スターゼンNo.1商品、Only 1商品の強化

以上の方針を通じて、収益力の根幹を強化します。

#### ③サステナビリティ経営と経営基盤強化

- ・社会課題への対応

GHG削減、アニマルウェルフェア研究、代替肉の取り組み強化

- ・DX、業務プロセス改革

基幹システム刷新、業務・実績の見える化及び働き方の効率化

以上の方針を通じて、社会の一員としての存在意義強化を図ります。

これらの取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるものとなり、結果として会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者が大規模な買付行為に及ぶ危険性を低減するものであり、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

### (2) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取り組みとして、2022年6月29日開催の第83回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）」の継続について、2025年6月30日までに開催の第86回定時株主総会終結の時を期限としてご承認を得ております。

## ①本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても予め当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものも含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

## ②独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、独立委員会規程に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は社外有識者（注）のいずれかに該当する者の中から選任します。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮詢し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

## ③大規模買付ルールの概要

### 1. 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- a 大規模買付者の名称、住所
- b 設立準拠法
- c 代表者の氏名
- d 国内連絡先
- e 提案する大規模買付行為の概要
- f 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表します。

## 2. 大規模買付者による当社に対する評価必要情報の提供

当社取締役会は、上記1. a から f までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面に従い、大規模買付行為に関する情報（以下「評価必要情報」といいます。）を、当社取締役会に書面にて提出していただきます。

評価必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的な内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- a 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の概要（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- b 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及びその関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- c 大規模買付行為の買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- d 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- e 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- f 当社及び当社グループの経営に参画した後に予定している当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関する変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

また、上記に基づき提出された評価必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該評価必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めた上、評価必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な評価必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が評価必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、取締役会が求める評価必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を打ち切り、その旨を公表するとともに、後記3. の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された評価必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。

### 3. 当社取締役会による評価必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。従って、大規模買付行為は、かかる取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

#### ④大規模買付行為が為された場合の対応方針

##### 1. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を取ることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置を発動することについて判断するにあたっては、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置

の必要性、相当性等を十分検討した上で発動の是非について判断するものとします。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも評価必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとしますが、当社取締役会が具体的対抗措置として、実際に新株予約権の無償割当てをする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

## 2. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の a から i のいずれかに該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、上記 1. で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

- a 真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の大規模な買付を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- b 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の大規模買付を行っている場合
- c 当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の大規模な買付を行っている場合

- d 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の大規模な買付を行っている場合
- e 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買付（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合
- f 大規模買付者の提案する当社の株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的な内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合
- g 大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係を破壊する等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- h 大規模買付者による買付後経営方針が不十分又は不適当であるため、当社事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
- i 大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

上記のとおり例外的に対抗措置を発動することについて判断する場合には、その判断の客觀性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮詢し、独立委員会は対抗措置発動の必要性、相当性を十分検討した上で上記③3. の取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動又は不発動について判断を行うものとします。

また、選択した対抗措置の内容によっては、法令及び定款の定めに従って株主総会で決議を求めることがあるいは独立委員会の勧告に基づいて株主総会の場で株主承認を求めることがあります。このように株主意思確認手続きをとった場合は、株主の皆様の意思を確認の上、対抗措置の発動、不発動の手続きが完了するまでは、大規模買付行為は開始できないものとします。

### 3. 対抗措置発動の停止等について

上記1. 又は2.において、当社が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、又は無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、又は新株予約権無償割当て後において、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

## ⑤本プランによる株主の皆様に与える影響等

### 1. 大規模買付ルールが株主の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な投資判断を行うまでの前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記④において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### 2. 対抗措置発動時に株主の皆様に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、又は大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがあります、当該対抗措置の仕組上、

株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者、及び会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則に従って適時・適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続をとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、又は当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することができます。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

## ⑥本プランの適用開始、有効期限、廃止及び修正・変更

本プランは、株主総会における株主の皆様のご承認があった日より発効することとし、有効期限は2025年6月30日までに開催される当社第86回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、有効期間中であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から隨時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会が本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、当社取締役会は、その内容を速やかに開示します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様に不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

### 3. 取締役会の判断及びその判断に係る理由

上記2.に記載した取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものではなく、基本方針に沿うものです。

#### ①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード（2021年6月11日改訂）」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

#### ②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記に記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることという目的をもって継続されるものです。

#### ③株主意思を反映するものであること

本プランは、株主総会での承認により発効することとしており、株主総会において本プランに関する株主の皆様のご意思をご確認させていただくため、その継続について株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

#### ④独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動は、上記（2）④「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされております。また、その判断の概要については株主の皆様に適宜公表することとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保しております。

##### ⑤デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

# 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

## (1) 業務の適正を確保するための体制について

当社は会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するための必要な体制の整備」について、内部統制システム構築の基本方針を取締役会で決議いたしておりますが、2024年1月26日付で当社グループの内部統制システムの見直しを行い、内部統制システム構築の基本方針を一部改定いたしました。

基本方針は下記のとおりとなっております。

### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社及びグループ会社の全役職員を対象としたコンプライアンス規程、行動規範と行動指針を定め、全役職員に周知徹底します。
- ・社長直轄のコンプライアンス担当部署を設置します。
- ・外部委員（社外役員、有識者、専門家等）を含む委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題点及び課題を審議し、その結果を取締役会に報告します。
- ・内部監査部署はコンプライアンスの状況を監査します。
- ・法務上疑義のある行為等について、社員が直接情報提供を行う手段として外部専門家を窓口とするホットラインを設置・運営します。また、お取引先様の相談窓口として、「お取引先様通報窓口」を設置します。
- ・当社及び当社グループ各社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当な要求に対して断固これを排除し、これらの勢力とは一切関係を持ちません。

### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・文書管理に関する規程を定めこれに従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存します。
- ・取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・コンプライアンス、品質管理、与信審査、災害及び企業の持続的成長にかかる事項等に係る個別リスクについては、それぞれ主管する部署を定め、規程の制定、研修の実施等を行うものとします。
- ・これらを統合して組織横断的に管理するリスク管理規程を定め、これに従い全体のリスク管理を行います。
- ・グループ全社的なリスク管理・推進に関わる課題・対応策を協議する組織としてリスク管理委員会を設置し、リスク評価結果を取締役会に定期的に報告します。
- ・リスク管理担当部署を経営本部内に設置し、経営本部を管掌する取締役が統括します。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は定期的に開催し、必要に応じて臨時的に開催することにより、適時に経営の意思決定を行います。
- ・会社経営全般に関する基本方針及び重要事項については経営会議において、重要な投融資案件については投融資審査会において、事前に十分な協議を行うとともに進捗状況を確認し、取締役会において適切な意思決定を行います。
- ・執行役員制度により業務執行の役割責任を明確にしております。取締役会の意思決定内容は、本部長会議で各執行役員に伝達され機動的な業務執行を行います。取締役会より業務執行の決定を委任された事項については、権限規程により職制上の決裁・報告基準を定め運営することにより、適切な権限委譲による業務の効率的運営を図ります。
- ・取締役会に先立ち案件の事前説明を行うことで理解の深化を図るとともに十分に議論を行います。

#### ⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ会社の管理に係る規程を定め、グループ各社を統括する担当部署を経営本部内に設置し、経営本部を管掌する取締役が監督します。
- ・必要に応じて当社役員、社員をグループ会社の役員、経理責任者等として派遣し業務を管理します。
- ・当社の内部監査部署は、グループ会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告します。

#### ⑥監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項とその使用者の取締役からの独立性に関する事項及びその使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役（会）が補助する使用者を求めた場合は、内部監査部署の社員が協力するものとします。
- ・その場合、該当する内部監査部署の社員の人事事項に関しては監査役（会）と意見交換するものとします。
- ・監査役を補助する使用者はその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令は受けないこととします。

#### ⑦取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・監査役（会）と協議の上、取締役及び社員が監査役（会）に対して、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項等を速やかに報告する体制を整備します。

また、取締役は、財務報告の適正性及び法令遵守状況等について、業務執行確認書を監査役会に提出します。

また、内部監査部署は監査法人と意見交換を行うなどお互いに連携し、その業務について定期的、また適宜監査役に報告を行っております。

- ・当社及び子会社は、監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止します。

#### ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役（会）の求めに応じて、代表取締役との意見交換会を設定します。
- ・監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、適切な予算を確保するとともに、当該監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

### （2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度におきましては、「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、その主な取り組みは以下のとおりです。

#### ①コンプライアンス体制及び取り組みの状況

- ・会社経営全般に関する基本方針及び重要事項については経営会議において、重要な投融資案件については投融資審査会において、事前に十分な協議を実施し、取締役会において適時適切な意思決定を行いました。
- ・執行役員制度により業務執行の役割責任を明確にした上で、取締役会の意思決定内容は本部長会議にて各執行役員に伝達され、機動的な業務執行を行いました。
- ・取締役会により業務執行の決定を委任された事項については、権限規程の職制上の決裁・報告基準の定めに従い、適切な権限委譲による業務の効率的運営を図りました。
- ・経営トップ及び外部の有識者、専門家を含む委員で構成されたコンプライアンス委員会を開催し、当社グループのコンプライアンス上の重要な問題点、課題及び対応策の適切性を審議いたしました。
- ・当社グループの遵法精神の確立に向けて制定しているコンプライアンス規程、行動指針と行動規範を徹底させるためにコンプライアンス推進週間の取り組みやコンプライアンス研修を実施しました。
- ・コンプライアンスに関する問題の早期発見及び早期是正を図るため、社員が直接情報提供を行う手段として社内窓口に加えて、社外にも専門家を窓口とするホットラインを設置・運営しております。また、社外には取引先様からの通報を受け付ける窓口も同様に設置しております。

#### ②損失の危険の管理に対する取り組みの状況

- ・当社の業務に係わるリスクの軽減を目的にリスク管理規程に従いリスク管理委員会を中心として、グループ全体のリスク管理運営を行いました。

### ③監査役の監査の実効性を確保する体制について

- ・監査役への報告及び情報提供を行うとともに、内部監査部署との連携により監査役の監査が実効的に行われることを確保しております。

### (3) コーポレートガバナンスの強化

- ・当社は、透明・公平かつ迅速・果断な意思決定により、持続的な成長と企業価値の向上を図るべく、「コーポレートガバナンス基本方針」に基本事項を定め、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。
- ・経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行う取締役会には、当社の独立性基準を満たした社外取締役が複数名おり、社外の意見を当社の経営方針に適切に反映させる体制を整えております。
- ・また、監査役会設置会社として、取締役会から独立した監査役（会）により、職務執行状況等の監査を実施しております。
- ・さらに、適切な権限委譲により迅速な意思決定を図り、指名報酬委員会といった社外委員が過半数を占める任意の委員会の設置により経営の透明性の確保に努めております。

## 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を最重要政策の一つとして認識しており、経営環境の変化に対応した機動的な自己株式の取得等も検討しながら、株主の皆様へ安定した配当を実施していくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、業容拡大に向けた事業資金として有効に活用し、業績の安定と収益の向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、2024年3月期の期末配当につきましては、継続的な安定配当の考え方のもと、当事業年度の業績及び財政状況等を総合的に勘案の上、前期に比べ1株につき5円増配の80円といたしたいと存じます。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2023年4月1日から )  
( 2024年3月31日まで )

(単位：百万円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,658	12,504	44,319	△52	68,429
当期変動額					
剰余金の配当			△1,462		△1,462
親会社株主に帰属する当期純利益			7,512		7,512
自己株式の取得				△237	△237
自己株式の処分		△1		99	98
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△1	6,050	△137	5,910
当期末残高	11,658	12,502	50,369	△190	74,339

項目	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,975	△86	76	15	1,980	△233	70,175
当期変動額							
剰余金の配当							△1,462
親会社株主に帰属する当期純利益							7,512
自己株式の取得							△237
自己株式の処分							98
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,336	147	105	89	1,679	236	1,915
当期変動額合計	1,336	147	105	89	1,679	236	7,825
当期末残高	3,311	61	181	105	3,659	2	78,001

# 連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

## 1. 連結の範囲に関する事項

### (1) 連結子会社の数 15社

主要な連結子会社の名称

スターゼンミートプロセッサー株式会社

ローマイヤ株式会社

当連結会計年度において、有限会社ホクサツえびのファームは清算したため連結の範囲から除外しております。

### (2) 非連結子会社の数 3社

非連結子会社STARZEN SINGAPORE PTE.LTD.他2社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

## 2. 持分法の適用に関する事項

### (1) 関連会社7社は持分法を適用しております。

主要な会社名

ゼンミ食品株式会社

株式会社阿久根食肉流通センター

プライフーズ株式会社

オレンジベイフーズ株式会社

G.&K.O'Connor Pty.Ltd.

### (2) 持分法を適用していない関連会社株式会社サニーサイド他6社及び非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

12月決算会社は、Starzen (America),Inc.他2社です。

これらの会社については、連結決算日との差異がいずれも3ヶ月を超えるので、当連結計算書類の作成に当たっては、各社の当該事業年度に係わる計算書類を基礎としております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引は、連結上必要な調整を行っております。

## 4. 会計方針に関する事項

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…………移動平均法による原価法

#### ② デリバティブ…………時価法

#### ③ 棚卸資産

商品及び製品…………主として個別法又は総平均法による原価法  
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

原材料・仕掛品…………主として先入先出法による原価法

・貯蔵品…………(収益性の低下による簿価切下げの方法)

## (2) 固定資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産………主として定率法

(リース資産を除く) 但し、親会社千葉工場においては、定額法  
なお、当社及び国内連結子会社については、1998年4月1日以降に取得  
した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得  
した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	主として	31年
機	械	装	置
		主として	10年

### ② 無形固定資産………定額法

(リース資産を除く)

### ③ リース資産………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっており  
ます。

## (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率  
により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案  
し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金………従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額に基づき計上してお  
ります。
- ③ 債務保証損失引当金………債務保証に係る損失に備えるため、被保証会社の財政状態等を勘案し、  
損失負担見込額を計上しております。

## (4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる主な収益は、主に食肉製品の販売によるものであります。当社グループでは、これら製品を顧客に納入することを履行義務として識別しており、原則として、顧客へ製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

また、顧客への食肉製品の販売における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。なお、取引の対価は、履行義務の充足後、短期のうちに支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

## (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### ① 繰延資産の処理方法

社債発行費………社債償還期間にわたり定額法にて償却をしております。

### ② ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

予定取引に係る為替予約取引等の評価差額は、純資産の部のその他の包括利益累計額とし  
て繰延べております。なお、外貨建取引の発生前に為替予約が締結されているものは、外貨  
建取引及び金銭債務に為替予約相場による円換算額を付しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段………為替予約取引

ヘッジ対象………輸出入取引及び借入金

ヘッジ方針

実需の範囲で輸出入取引及び借入金に係る為替変動リスクをヘッジする方針であります。

#### ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ取引の実行に当たり、ヘッジ対象とヘッジ手段との重要な条件（金額、時期等）がほぼ一致していることを確認するとともに、開始後も継続して為替相場の変動を相殺できることを確認しております。また、予定取引については実行可能性が極めて高いかどうかの判断を行っております。

#### ④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

#### (連結貸借対照表に関する注記)

##### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

###### (1) 担保に供している資産

定 期 預 金	60百万円
投 資 有 價 証 券	47百万円
計	107百万円

###### (2) 担保に係る債務

買 掛 金	77百万円
-------	-------

##### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

40,362百万円

##### 3. 保証債務

連結子会社以外の会社の金融機関等からの借入等に対し、債務保証を行っております。

株式会社阿久根食肉流通センター	1,450百万円
株式会社栗原農場	722百万円
株式会社雲仙有明ファーム	650百万円
北海道はまなか肉牛牧場株式会社	602百万円
彩ファーム株式会社	469百万円
その他	860百万円
計	4,754百万円

##### 4. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る注記

###### 借手側

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	79,054百万円
借入実行残高	5,823百万円
差引借入未実行残高	73,230百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	19,522,552	—	—	19,522,552

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,462百万円	75.00円	2023年3月31日	2023年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,555百万円	80.00円	2024年3月31日	2024年6月28日

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、銀行等金融機関からの借入及び社債により資金を調達しております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及び社債は、運転資金や設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。なお、デリバティブ取引は社内規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。(注2)をご参照下さい。)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	7,061	7,061	—
資産計	7,061	7,061	—
(1) 社債 (1年内償還予定を含む)	5,000	4,907	△92
(2) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	28,507	28,113	△394
負債計	33,507	33,020	△486
デリバティブ取引 (*2)			
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
(2) ヘッジ会計が適用されているもの	93	93	—
デリバティブ取引計	93	93	—

(\*1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」及び「未払金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

### (注1)デリバティブ取引に関する事項

#### デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価
			うち1年超	うち1年未満	
原則的 処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	輸出取引	3,144	—	△87
	為替予約取引 買建 米ドル	輸入取引及び 短期借入金	11,698	—	181
為替予約等 の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	輸入取引及び 短期借入金	2,211	—	(*)
合計			17,053	—	93

(\*) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期借入金と一体となって処理されているため、その時価は、当該短期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2)市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	253
関係会社株式	12,706
出資金	188
合計	13,148

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	7,061	—	—	7,061
デリバティブ取引				
通貨関連	—	180	—	180
金利関連	—	—	—	—
資産計	7,061	180	—	7,242
デリバティブ取引				
通貨関連	—	86	—	86
金利関連	—	—	—	—
負債計	—	86	—	86

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債 (1年内償還予定を含む)	—	4,907	—	4,907
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	28,113	—	28,113
負債計	—	33,020	—	33,020

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で、割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### (賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

### (収益認識に関する注記)

#### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、食肉関連事業を主要な事業としており、食肉関連事業の売上高以外の重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、記載を省略しております。

#### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

#### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

##### (1) 契約負債の残高

(単位：百万円)

契約負債	当連結会計年度
期首残高	83
期末残高	118

(注) 連結計算書類上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものとなります。当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は42百万円となります。

##### (2) 残高履行義務に配分した取引金額

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

### (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	4,012円10銭
2. 1株当たり当期純利益	386円63銭

### (追加情報)

#### 実在性を確認できない取引に関する事項

当社は、当社の従業員により2018年8月以降行われた循環取引（取引先数社と当社による架空売上の循環）等の不適切な取引が行われている疑義について、2024年1月15日に特別調査委員会より受領した調査結果報告書における調査結果を踏まえ、取引の実在性を確認できないものについての売上高及び売上原価の取り消しを行っております。これに伴って、当該取引の支払総額1,346百万円を仮払金として流動資産の「その他」に含めて計上するとともに、受取金額1,355百万円を仮受金として流動負債の「その他」に含めて計上しております。

今後、本件に関する関係者との協議をしていく方針ですが、状況によっては、当該仮払金及び仮受金が、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

### (その他の注記)

記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2023年4月1日から )  
 2024年3月31日まで )

(単位：百万円)

項目	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	11,658	7,590	6,157	13,747	4,560	22,368	26,928	△52	52,281
当期変動額									
剰余金の配当						△1,462	△1,462		△1,462
当期純利益						5,823	5,823		5,823
自己株式の取得								△237	△237
自己株式の処分			△1	△1				99	98
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	△1	△1	—	4,360	4,360	△137	4,221
当期末残高	11,658	7,590	6,155	13,746	4,560	26,729	31,289	△190	56,502

項目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,924	15	1,939	54,221
当期変動額				
剰余金の配当				△1,462
当期純利益				5,823
自己株式の取得				△237
自己株式の処分				98
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,292	110	1,402	1,402
当期変動額合計	1,292	110	1,402	5,623
当期末残高	3,216	125	3,342	59,844

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び………移動平均法による原価法

関連会社株式

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等………移動平均法による原価法

③ デリバティブ………時価法

④ 棚卸資産

商品及び製品………主として個別法又は総平均法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料・仕掛品………主として先入先出法による原価法

・貯蔵品（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産………定率法(千葉工場においては定額法)

（リース資産を除く） 但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 主として 31年

機械及び装置 主として 10年

##### (2) 無形固定資産………定額法

（リース資産を除く） なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金………従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

また、数理計算上の差異は、発生の翌期よりそれぞれ5年による定額法により按分した額を費用処理しております。

##### (4) 債務保証損失引当金………債務保証に係る損失に備えるため、被保証会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる主な収益は、主に食肉製品の販売によるものであります。当社では、これら製品を顧客に納入することを履行義務として識別しており、原則として、顧客へ製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

また、顧客への食肉製品の販売における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。なお、取引の対価は、履行義務の充足後、短期のうちに支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 繰延資産の処理方法

社債発行費…………社債償還期間にわたり定額法にて償却をしております。

##### (2) ヘッジ会計の方法

###### ヘッジ会計の方法

予定取引に係る為替予約取引等の評価差額は、純資産の部の評価・換算差額等として繰延べております。なお、外貨建取引の発生前に為替予約が締結されているものは、外貨建取引及び金銭債務に為替予約相場による円換算額を付しております。

###### ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…………為替予約取引

ヘッジ対象…………輸出入取引及び借入金

###### ヘッジ方針

実需の範囲で輸出入取引及び借入金に係る為替変動リスクをヘッジする方針であります。

###### ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ取引の実行に当たり、ヘッジ対象とヘッジ手段との重要な条件（金額、時期等）がほぼ一致していることを確認するとともに、開始後も継続して為替相場の変動を相殺できることを確認しております。また、予定取引については実行可能性が極めて高いかどうかの判断を行っております。

##### (3) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

定 期 預 金	40百万円
投 資 有 価 証 券	47百万円
計	87百万円

(2) 担保に係る債務

買 掛 金	76百万円
-------	-------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

22,273百万円

3. 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入等に対し、債務保証を行っております。

株式会社阿久根食肉流通センター	1,368百万円
株式会社栗原農場	722百万円
株式会社雲仙有明ファーム	650百万円
北海道はまなか肉牛牧場株式会社	602百万円
彩ファーム株式会社	469百万円
その他	1,185百万円
計	4,996百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	10,534百万円
長期金銭債権	4,254百万円
短期金銭債務	15,259百万円

5. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る注記

(1) 借手側

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	78,954百万円
借入実行残高	5,723百万円
差引借入未実行残高	73,230百万円

(2) 貸手側

当社は子会社とグループ金融に関するスターゼングループ・キャッシュマネージメントサービス基本契約（以下、CMS）を締結し、CMSによる貸付限度額を設定しております。これら契約に基づく当事業年度末の貸付未実行残高は次のとおりであります。

CMSによる貸付限度額の総額	16,500百万円
貸付実行残高	5,375百万円
差引貸付未実行残高	11,124百万円

#### (損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引 (収入分)	23,554百万円
営業取引 (支出分)	161,790百万円
営業取引以外の取引 (収入分)	2,980百万円
営業取引以外の取引 (支出分)	13百万円

#### (株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 (株)	23,660	100,646	42,771	81,535

#### (注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の市場買付による増加 100,000株

単元未満株式の買取による増加 646株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 42,733株

単元未満株式の売却による減少 38株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	1,745百万円
減損損失	404 //
退職給付引当金	410 //
賞与引当金	345 //
投資有価証券評価損	127 //
資産除去債務	164 //
貸倒引当金	87 //
未払事業税	115 //
減価償却超過額	27 //
ゴルフ会員権評価損	4 //
その他	468 //
繰延税金資産小計	3,901 //
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,408 //
評価性引当額小計	△2,408 //
繰延税金資産合計	1,493 //
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,313 //
資産除去費用	△76 //
繰延ヘッジ損益	△55 //
その他	△77 //
繰延税金負債合計	△1,523 //
繰延税金資産の純額	△29 //

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合(被所有割合)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	スターゼンミートプロセッサー株式会社	所有直接 100%	商品の購入 資金の貸借 債務の保証 役員の兼任	商品の購入(注1) 貸付金の期中取引(注2) 債務の保証(注3)	106,819 △742 237	買掛金 短期貸付金 —	10,668 4,443 —
子会社	ローマイヤ株式会社	所有直接 100%	資金の貸借 役員の兼任	借入金の期中取引(注2)	△115	短期借入金	373
子会社	株式会社 キング食品	所有直接 100%	資金の貸借	貸付金の期中取引(注2)	△203	短期貸付金 長期貸付金	287 825
子会社	株式会社 青木食品	所有直接 98.7%	資金の貸借	貸付金の期中取引(注2)	△156	短期貸付金 長期貸付金	41 705
子会社	スターゼンロジスティクス株式会社	所有直接 100%	資金の貸借 役員の兼任	貸付金の期中取引(注2)	2,550	短期貸付金 長期貸付金	100 2,650
子会社	STARZEN AUSTRALIA PTY LTD	所有直接 100%	商品の購入 資金の貸借	商品の購入(注1) 貸付金の期中取引(注2)	6,093 △37	前渡金 短期貸付金(注4)	1,500 1,576
子会社	Starzen(America), Inc.	所有直接 100%	商品の購入	商品の購入(注1)	13,175	前渡金	1,377
子会社	STARZEN EUROPE ApS	所有直接 100%	商品の購入	商品の購入(注1)	7,222	前渡金	2,076
関連会社	株式会社 阿久根食肉流通センター	所有直接46.7% 間接 2.3%	債務の保証	債務の保証(注3)	1,368	—	—
関連会社	オレンジベイフーズ株式会社	所有直接 30.0%	商品の販売	商品の販売(注1)	7,164	売掛金	696
関連会社の子会社	株式会社 栗原農場	所有間接 50.0%	債務の保証	債務の保証(注3)	722	—	—

#### 取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注1) 商品の販売・購入の取引条件は、一般的な取引条件で決定しております。
- (注2) 利率については市場金利を勘案して決定しております。
- (注3) 当社はスターゼンミートプロセッサー株式会社、株式会社阿久根食肉流通センター及び株式会社栗原農場の銀行借入等に対して債務保証を行っております。
- (注4) STARZEN AUSTRALIA PTY LTDへの短期貸付金に対し、101百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において101百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

#### (収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「〔連結注記表〕(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

#### (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	3,078円28銭
2. 1株当たり当期純利益	299円69銭

#### (追加情報)

実在性を確認できない取引に関する事項は、「〔連結注記表〕(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

#### (その他の注記)

記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月31日

スター・ゼン株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安 藤 勇
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 栄 司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 沢 琢

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スター・ゼン株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スター・ゼン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

(次頁に続く)

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

(次頁に続く)

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類等に係る会計監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月31日

スターゼン株式会社  
取締役会 御中  
EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安藤 勇
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 栄司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮沢 琢

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スターゼン株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

（次頁に続く）

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書

(次頁に続く)

日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書

## 監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第85期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。  
なお、事業報告に記載されている当社の1営業拠点において不適切な取引が行われていた事案につきましては、事実関係、原因分析、再発防止策および適時開示状況について、取締役および特別調査委員会から説明を受け、対応の適切性について検証するとともに、本件に関する取締役会の監督の状況について確認しました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

(次頁に続く)

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### （1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- なお、既述の不適切事案に関する再発防止策の運用状況につきましては、今後とも重点的に監視・検証してまいります。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと認めます。

### （2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### （3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月31日

スターゼン株式会社 監査役会

常勤監査役	菅 野 耕 平	印
常勤監査役	平 田 将 士	印
監 査 役	小 越 信 吾	印

注) 監査役のうち、平田将士、小越信吾は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

第44期  
決算報告書

自 2023年4月1日  
至 2024年3月31日

スターゼンファーム株式会社

# 第 44 期 事 業 報 告

(2023 年 4 月 1 日 から 2024 年 3 月 31 日まで)

スター ゼンファーム 株 式 会 社

# 事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

## 1. 株式会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当期における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、社会経済活動の正常化に向けた動きが進展したことから経済活動に緩やかな回復の動きがみられましたが、世界的な金融引き締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念、地政学・地経学的分断などによる海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。また、雇用や所得環境の改善は続くものの、急激な物価高による節約志向の高まりで個人消費の腰折れが懸念される状況であります。

食肉業界では、消費環境はインバウンド需要の回復やペントアップ需要の顕在化で外食やホテル、観光地を中心に回復基調にはありますが、実質所得の減少により消費者の節約志向が高まっており、食肉消費は力強さに欠ける厳しい事業環境が続いています。

この様な事業環境の中、当社は2013年9月以降休眠状態であり、当期はスターゼングループにおける国産牛、国産豚、国産鶏等の生産管理・運営に関わる事業の参画に向け準備を進めてまいりましたが、実稼働には至っておりません。

以上の結果、当期の業績は経常利益△3千円、当期純利益△183千円となりました。

## 2. 株式に関する事項

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| (1) 発行可能株式総数    | 134,400株 |
| (2) 発行済株式の総数    | 33,600株  |
| (3) 当事業年度末の株主総数 | 1名       |
| (4) 大株主         |          |

株主名	持株数	持株比率
スターゼン(株)	33,600株	100%

## 3. 会社役員に関する事項

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
樋田 博	代表取締役社長	スターゼン株式会社 理事 生産事業本部長
松本 実	取締役	スターゼン株式会社 生産事業本部養豚事業部長
畠山 敦	取締役	株式会社美保野ポーク 代表取締役副社長
山崎俊太朗	監査役	スターゼン株式会社 財務経理本部経理部副部長

## 4. 株式会社の状況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

~~~~~

(注) この事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

# 第 44 期 計 算 書 類

(2023 年 4 月 1 日 から 2024 年 3 月 31 日まで)

ス タ ー ゼ ン フ ァ ー ム 株 式 会 社

## 貸借対照表

2024年 3月 31日現在

スターゼンファーム株式会社

(単位:円)

| 科 目     | 金 額        | 科 目       | 金 額        |
|---------|------------|-----------|------------|
| (資産の部)  |            | (負債の部)    |            |
| 流動資産    | 17,509,542 | 流動負債      | 180,000    |
| 現金預金    | 17,509,542 | 未払法人税等    | 180,000    |
|         |            | 負債合計      | 180,000    |
| (純資産の部) |            |           |            |
|         |            | 株主資本      | 17,329,542 |
|         |            | 資本金       | 16,800,000 |
|         |            | 資本剰余金     | 1,342,851  |
|         |            | 資本準備金     | 1,342,851  |
|         |            | 利益剰余金     | △813,309   |
|         |            | その他利益剰余金  | △813,309   |
|         |            | 別途積立金     | 4,426,530  |
|         |            | 繰越利益剰余金   | △5,239,839 |
|         |            | 純資産合計     | 17,329,542 |
| 資産合計    | 17,509,542 | 負債及び純資産合計 | 17,509,542 |

## 損益計算書

自2023年 4月 1日

至2024年 3月 31日

スターゼンファーム株式会社

(単位:円)

| 科目          | 金額      |          |
|-------------|---------|----------|
| 売上高         |         |          |
| 売上原価        |         |          |
| 営業損失(△)     |         | △3,800   |
| 営業外収益       |         |          |
| 営業外費用       |         |          |
| 雑損失         | 100     | 100      |
| 経常利益        |         | △3,900   |
| 特別利益        |         |          |
| 特別損失        |         |          |
| 税引前当期純利益    |         | △3,900   |
| 法人税住民税及び事業税 | 180,000 | 180,000  |
| 当期純利益       |         | △183,900 |

## 株主資本等変動計算書

自2023年 4月 1日

至2024年 3月 31日

スター・ゼンファーム株式会社

(単位:円)

| 資本金          | 株主資本       |           |           |           |             |           |            | 純資産合計      |  |  |  |  |
|--------------|------------|-----------|-----------|-----------|-------------|-----------|------------|------------|--|--|--|--|
|              | 資本剰余金      |           | 利益剰余金     |           |             | 株主資本合計    |            |            |  |  |  |  |
|              | 資本準備金      | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金  |           | 利益剰余金合計     |           |            |            |  |  |  |  |
|              | 別途積立金      | 繰越利益剰余金   |           |           |             |           |            |            |  |  |  |  |
| 2023年4月1日残高  | 16,800,000 | 1,342,851 | 1,342,851 | 4,426,530 | △ 5,055,939 | △ 629,409 | 17,513,442 | 17,513,442 |  |  |  |  |
| 当期変動額        |            |           |           |           |             |           |            |            |  |  |  |  |
| 当期純利益        |            |           | -         |           | △ 183,900   | △ 183,900 | △ 183,900  | △ 183,900  |  |  |  |  |
| 当期変動額合計      | -          | -         | -         | -         | △ 183,900   | △ 183,900 | △ 183,900  | △ 183,900  |  |  |  |  |
| 2024年3月31日残高 | 16,800,000 | 1,342,851 | 1,342,851 | 4,426,530 | △ 5,239,839 | △ 813,309 | 17,329,542 | 17,329,542 |  |  |  |  |

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

### II. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

### III. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

### IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類および株式数に関する事項

普通株式 33,600 株

### V. その他の注記

該当事項はありません。

# 第 44 期 附 属 明 細 書 (計 算 書 類 關 係)

(2023 年 4 月 1 日 から 2024 年 3 月 31 日まで)

ス タ ー ゼ ン フ ァ ー ム 株 式 会 社

1. 販売費及び一般管理費の明細

販売費及び一般管理費

自2023年 4月 1日

至2024年 3月 31日

スターzinファーム株式会社

(単位:円)

| 科 目   | 金 額   | 摘 要 |
|-------|-------|-----|
| 事務費   | 400   |     |
| 保険料   | 300   |     |
| 支払手数料 | 600   |     |
| 雑費    | 2,500 |     |
| 合計    | 3,800 |     |

2024年6月10日

スターゼンファーム株式会社

代表取締役社長 横田 博 殿

監査役 山崎 俊太朗

### 監査報告書の提出について

株式会社の監査等に関する会社法第389条第2項の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙のとおり提出いたします。

以上

### 監査報告書

2023年4月1日から2024年3月31日までの第44期事業年度に係る計算書類及びその附属明細書を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当会社の監査役は、定款第4条の定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限を有しておりません。

#### 1. 監査の方法及びその内容

取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決算書類等を閲覧いたしました。また、会計帳簿又はこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2024年6月10日

スターゼンファーム株式会社

監査役 山崎 俊太朗

# 株主総会参考資料

## 議案に関する参考事項

第1号議案 第44期計算書類承認の件（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

議案の内容は前記の添付書類記載のとおりであります。

## 第2号議案 取締役3名選任の件

本株主総会の終結をもって取締役全員（3名）が任期満了になりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補は次のとおりであります。

樋田 博 氏 （重任）

松本 実 氏 （重任）

畠山 敦 氏 （重任）

<ご参考>

比較貸借対照表  
2024年 3月 31日現在

スター・ゼンファーム株式会社

(単位:千円)

| 科目        | 前事業年度      |     | 当事業年度      |       | 比較増減     |      |
|-----------|------------|-----|------------|-------|----------|------|
|           | 2024年3月31日 | 構成比 | 2024年3月31日 | 構成比   |          | 増減比  |
| (資産の部)    |            |     |            |       |          |      |
| 流動資産      | 17,693     | 0.0 | 17,509     | 100.0 | △183     | △1.0 |
| 現金預金      | 17,693     |     | 17,509     |       | △183     |      |
| 固定資産      | -          | 0.0 | -          | 0.0   | -        | -    |
| 資産合計      | 17,693     | 0.0 | 17,509     | 100.0 | △183,900 | △1.0 |
|           |            |     |            |       |          |      |
| 流動負債      | 180        | 0.0 | 180        | 1.0   | -        | 0.0  |
| 未払法人税等    | 180        |     | 180        |       | -        |      |
| 固定負債      |            | 0.0 |            | 0.0   | -        | -    |
| 負債合計      | 180,000    | 0.0 | 180,000    | 1.0   | -        | 0.0  |
|           |            |     |            |       |          |      |
| 株主資本      | 17,513     | 0.0 | 17,329     | 99.0  | △183     | △1.1 |
| 資本金       | 16,800     | 0.0 | 16,800     | 95.9  | -        | 0.0  |
| 資本剰余金     | 1,342      | 0.0 | 1,342      | 7.7   | -        | 0.0  |
| 資本準備金     | 1,342      |     | 1,342      |       | -        |      |
| 利益剰余金     | △629       | 0.0 | △813       | △4.6  | △183     | -    |
| その他利益剰余金  | △629       |     | △813       |       | △183     |      |
| 別途積立金     | 4,426      |     | 4,426      |       | -        |      |
| 繰越利益剰余金   | △5,055     |     | △5,239     |       | △183     |      |
| 純資産合計     | 17,513     | 0.0 | 17,329     | 99.0  | △183     | △1.1 |
| 負債及び純資産合計 | 17,693     | 0.0 | 17,509     | 100.0 | △183     | △1.0 |

<ご参考>

### 比較損益計算書

自2023年 4月 1日

至2024年 3月 31日

スター・ゼンファーム株式会社

(単位:千円)

| 科 目         | 前事業年度 |     | 当事業年度 |     | 比較増減 |       |
|-------------|-------|-----|-------|-----|------|-------|
|             | 金額    | 百分比 | 金額    | 百分比 | 金額   | 増減比   |
| 売上高         | -     | -   | -     | -   | -    | -     |
| 売上原価        | -     | -   | -     | -   | -    | -     |
| 営業利益        | -     | -   | -     | -   | -    | -     |
| 販売費及び一般管理費  | 50    | -   | 3     | -   | △46  | △92.4 |
| 営業利益        | △50   | -   | △3    | -   | 46   | -     |
| 営業外収益       | -     | -   | -     | -   | -    | -     |
| 営業外費用       |       |     |       |     |      |       |
| 雑損失         | 3     |     | 0     |     | △3   |       |
| 営業外費用合計     | 3     | -   | 0     | -   | △3   | △97.3 |
| 経常利益        | △53   | -   | △3    | -   | 50   | -     |
| 特別利益        |       |     |       |     |      |       |
| 特別損失        |       |     |       |     |      |       |
| 税引前当期純利益    | △53   | -   | △3    | -   | 50   | -     |
| 法人税住民税及び事業税 | 180   |     | 180   |     | -    |       |
| 法人税等合計      | 180   | -   | 180   | -   | -    |       |
| 当期純利益       | △233  | -   | △183  | -   | 50   | -     |

<ご参考>

比較販売費及び一般管理費

自2023年 4月 1日

至2024年 3月 31日

スター・ゼンファーム株式会社

(単位:千円)

| 科 目   | 前事業年度 |    | 当事業年度 |       | 比較増減 |  |
|-------|-------|----|-------|-------|------|--|
|       | 金額    | 金額 | 金額    | 増減比   |      |  |
| 事務費   | 1     | 0  | △1    | △75.2 |      |  |
| 通信費   | 3     | -  | △3    | -     |      |  |
| 保険料   | 0     | 0  | 0     | 3.4   |      |  |
| 租税公課  | 10    | -  | △10   | -     |      |  |
| 支払手数料 | 0     | 0  | △0    | △33.3 |      |  |
| 支払報酬  | 32    | -  | △32   | -     |      |  |
| 雑費    | 2     | 2  | -     | 0.0   |      |  |
| 合計    | 50    | 3  | △46   |       |      |  |

~~~~~

(注) この前当期比較の記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

第40期  
決算報告書

自 2023年4月1日  
至 2024年3月31日

有限会社ゼンチクサービス

# 第 40 期 事 業 報 告

(2023 年 4 月 1 日 から 2024 年 3 月 31 日まで)

有 限 会 社 ゼンチクサービス

# 事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

## 1. 株式会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当期における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、社会経済活動の正常化に向けた動きが進展したことから経済活動に緩やかな回復の動きがみられました。先行きについては、世界的な金融引き締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念、地政学・地経学的分断などによる海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。また、雇用や所得環境の改善は続くものの、急激な物価高による節約志向の高まりで個人消費の腰折れが懸念される状況であります。

食肉業界では、欧州のアフリカ豚熱の広がりや干ばつの影響による米国の牛飼養頭数減少、南米における鳥インフルエンザ発生など供給懸念が台頭し、食肉輸入価格が高止まりしている状況にあります。国内においても猛暑により肉豚出荷頭数が減少する中、九州で初めて豚熱が発生したことから国産豚肉の供給体制に混乱が生じました。一方、消費環境はインバウンド需要の回復やペントアップ需要の顕在化で外食やホテル、観光地を中心に回復基調にはありますが、実質所得の減少により消費者の節約志向が高まっており、食肉消費は力強さに欠ける厳しい事業環境が続いている。

この様な事業環境の中、当社は2017年3月に主要事業の損害保険代理店業を三井物産インシュアランス株式会社に事業譲渡して以降、実質的に休眠会社として推移しております。

以上の結果、当期の業績は経常利益 71千円、当期純利益 141千円となりました。

## 2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 60株

(2) 発行済株式の総数 60株

(3) 当事業年度末の株主総数 1名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
スター・ゼン(株)	60株	100%

## 3. 会社役員に関する事項

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
佐奈 常裕	取締役社長	スター・ゼン株式会社 取締役
山崎俊太郎	監査役	スター・ゼン株式会社 財務経理本部 経理部 副部長

## 4. 株式会社の状況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

(注)この事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

# 第 40 期 計 算 書 類

(2023 年 4 月 1 日 から 2024 年 3 月 31 日まで)

有 限 会 社 ゼ ン チ ク サ ー ビ ス

貸 借 対 照 表  
2024年 3月 31日現在

有限会社ゼンチクサービス

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	75,500
現金預金	6,306,866	未払金	5,500
原材料及び貯蔵品	6,288,318	未払法人税等	70,000
	18,548		
		負債合計	75,500
		(純資産の部)	
		株主資本	6,231,366
		資本金	3,000,000
		利益剰余金	3,231,366
		利益準備金	750,000
		その他利益剰余金	2,481,366
		繰越利益剰余金	2,481,366
		純資産合計	6,231,366
資産合計	6,306,866	負債及び純資産合計	6,306,866

## 損益計算書

自2023年 4月 1日

至2024年 3月 31日

有限会社ゼンチクサービス

(単位:円)

科 目	金 額	
売上高		
売上原価		
売上総利益		64,800
販売費及び一般管理費		
営業損失(△)		△64,800
営業外収益		
営業外費用		
雑損失	6,480	6,480
経常利益		△71,280
特別利益		
特別損失		
税引前当期純利益		△71,280
法人税住民税及び事業税	70,000	70,000
当期純利益		△141,280

## 株主資本等変動計算書

自2023年 4月 1日

至2024年 3月 31日

有限会社ゼンチクサービス

(単位:円)

資本金	株主資本				株主資本合計	純資産合計		
	利益剰余金			利益剰余金合計				
	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金					
2023年4月1日残高	3,000,000	750,000	2,622,646	3,372,646	6,372,646	6,372,646		
当期変動額								
当期純利益			△ 141,280	△ 141,280	△ 141,280	△ 141,280		
当期変動額合計	-	-	△ 141,280	△ 141,280	△ 141,280	△ 141,280		
2024年3月31日残高	3,000,000	750,000	2,481,366	3,231,366	6,231,366	6,231,366		

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

### II. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

### III. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

### IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類および株式数に関する事項

普通株式 60 株

### V. その他の注記

該当事項はありません。

# 第 40 期 附 属 明 細 書 (計 算 書 類 関 係)

(2023 年 4 月 1 日 から 2024 年 3 月 31 日まで)

有 限 会 社 ゼ ンチ ク サ ー ビ ス

1. 販売費及び一般管理費の明細

販売費及び一般管理費

自2023年 4月 1日

至2024年 3月 31日

有限会社ゼンチクサービス

(単位:円)

科 目	金 額	摘 要
事務費	64,800	
合計	64,800	

2024 年 6 月 12 日

有限会社ゼンチクサービス

取締役社長 佐奈 常裕 殿

監査役 山崎 俊太郎

### 監査報告書の提出について

株式会社の監査等に関する会社法第 389 条第 2 項の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙のとおり提出いたします。

以上

### 監査報告書

2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの第 40 期事業年度に係る計算書類及びその附属明細書を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当会社の監査役は、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限を有していません。

#### 1. 監査の方法及びその内容

取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、会計帳簿又はこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2024 年 6 月 12 日

有限会社ゼンチクサービス

監査役 山崎 俊太郎